

「通所介護サービス」重要事項説明書
街かどステーション D-flap 通所介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
通所介護（兵庫県指定 第 2871700924 号）

当事業所はご契約に対して通所介護・介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 一般社団法人 つばさ
- (2) 法人所在地 兵庫県南あわじ市八木養宜上446番地1
- (3) 電話番号 電話番号 0799-43-3011
- (4) 代表者氏名 代表理事 出口 博久
- (5) 設立年月日 平成 21年 10月 1日
- (6) E-mail yumeyume.tsubasa@silver.ocn.ne.jp

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造・一部木造
- (2) 建物の延べ床面積 163.70 m²
- (3) 併設事業

事業の種類	事業所名
居宅介護支援事業	街かどステーションでいっふらっぷ居宅介護支援事業所
訪問介護事業	街かどステーション 訪問介護事業所

3. 事業所の説明

- (1) 施設の種類 指定通所介護事業所
平成23年 4月 1日 指定兵庫県 2871700924号
- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な通所介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 街かどステーション D-flap 通所介護事業所
- (4) 施設の所在地 兵庫県南あわじ市八木養宜上446番地1
交通機関 四国街道（国道28号線）養宜バス停 下車 徒歩にて1分

(5) 電話番号およびFAX番号

TEL 0799-43-3011

FAX 0799-43-3022

(6) 管理者氏名 久保 俊樹

(7) 当施設の運営方針

要介護者の心身の特性をふまえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練をおこなうことにより、心身機能の維持向上を図ると共に、社会的孤独感の解消を図るものとする。

(8) 開設（サービス開始）年月

平成23年4月1日

当事業所では、次の事業も併せて実施しています。

〔居宅介護支援事業〕

平成23年4月1日 指定兵庫県 第2871700916号

名称 街かどステーション でいふらっぷ 居宅介護支援事業所

〔訪問介護・第一号訪問介護事業〕

平成26年11月1日 指定兵庫県 第2871701062号

名称 街かどステーション 訪問介護事業所

(9) 通常の事業の実施地域 南あわじ市、洲本市

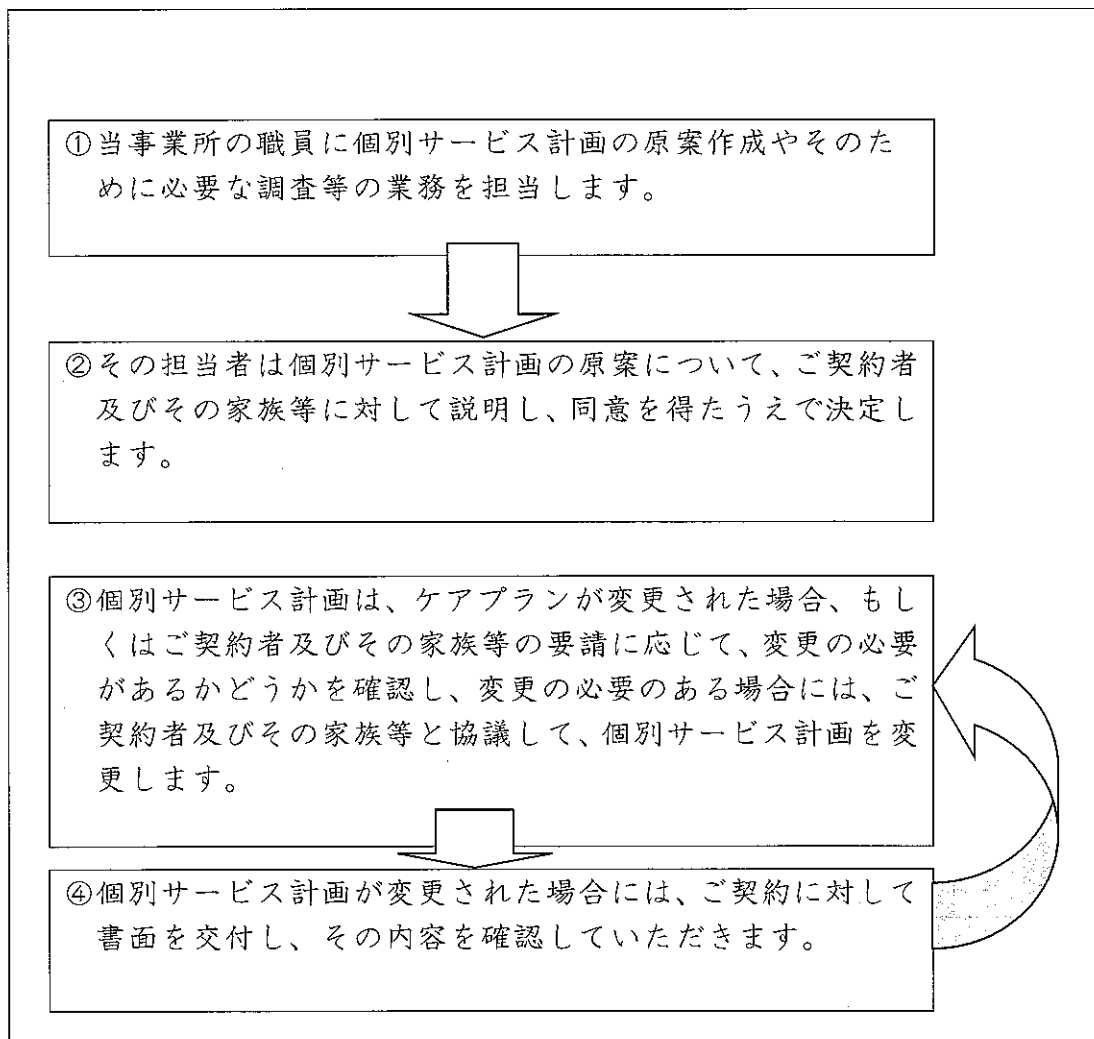
(10) 営業日及び営業時間

営業日	受付時間	サービス提供時間帯
月曜～土曜 ただし12月30日～1月3日 及び祝日(月曜除く)は休み	9:00～17:00	9:15～16:45

(11) 利用定員 20人（第一号通所事業を含む）

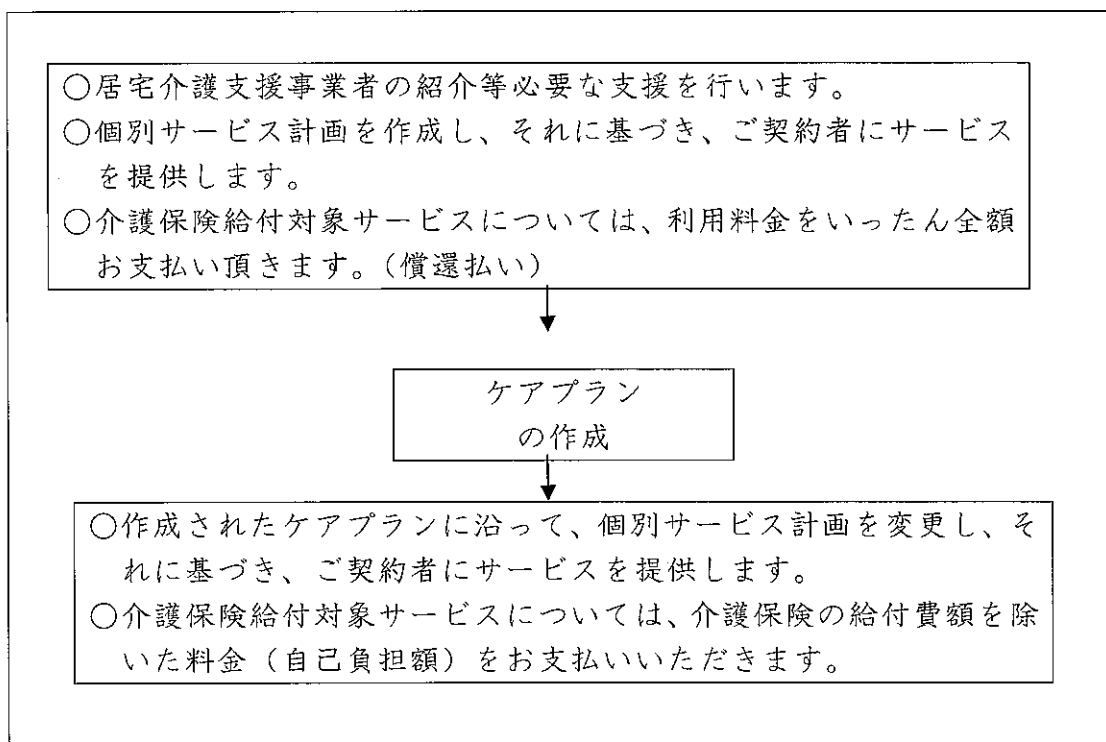
4. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する通所介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

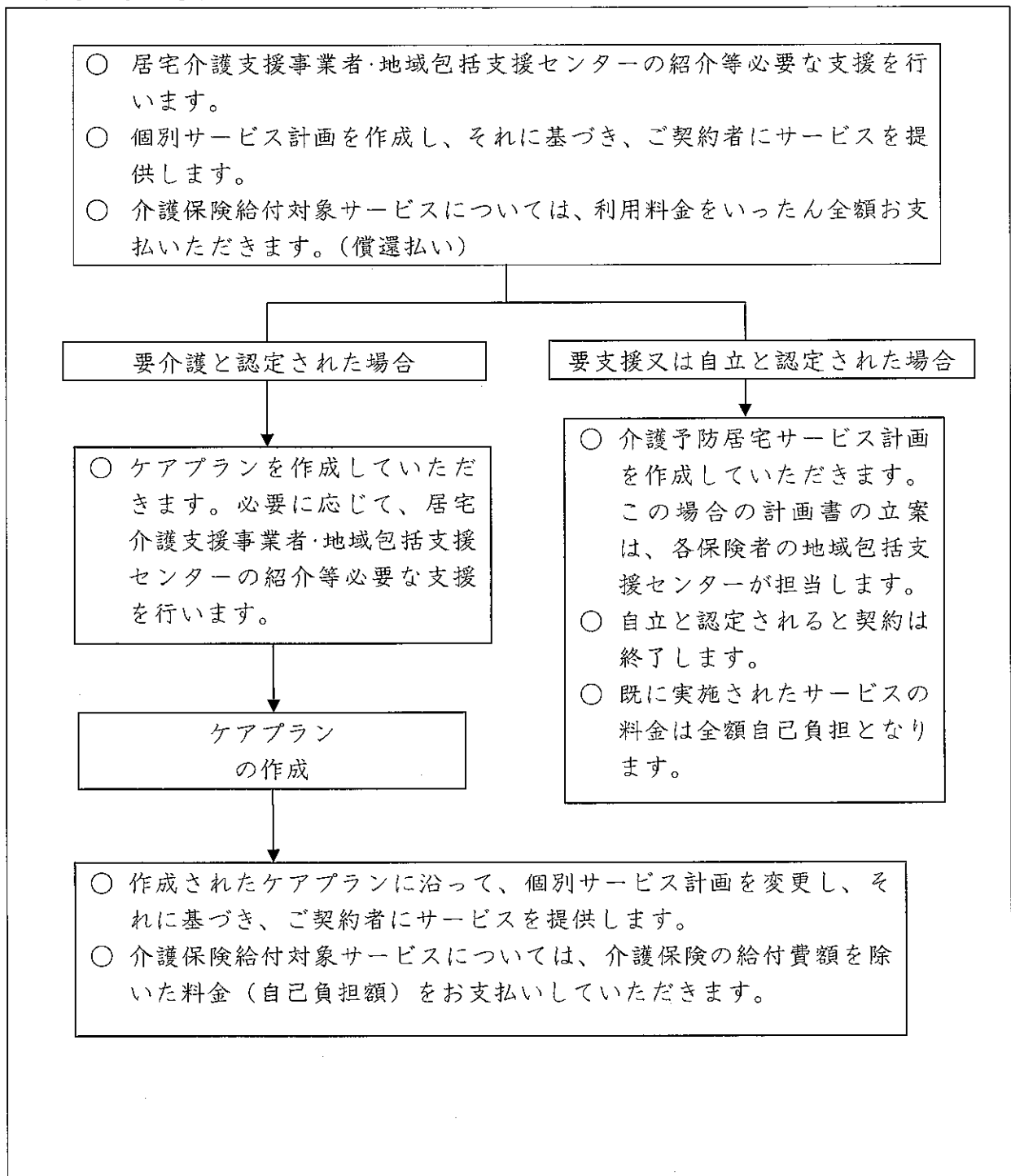


(2) ご契約者に係る「ケアプラン」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 介護認定を受けている場合



③介護認定を受けていない場合



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

() 内兼務

	通所介護	
	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1	1
2. 生活相談員	1 以上	1
3. 看護職員(業務委託)	1 以上	1
4. 介護職員	3 以上	3
4. 機能訓練指導員	1 (1) 以上	1
5. 介護支援専門員		

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	通所介護
生活相談員	標準的勤務時間：8：30～17：30 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	標準的勤務時間：8：30～17：30 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 上記の勤務時間の外、基本的サービス提供時間帯及び利用者の利用形態により変動いたします。
看護職員 (業務委託含む)	勤務時間：9：15～17：30の間 ご契約者の日常生活上の介護、介助、健康に関する相談等を行います。
機能訓練指導員	勤務時間：8：30～17：30 ご契約者の機能訓練を行います。

なお、介護保険人員配置基準に準じた職員を配置します。

◎上記内容は基準的な時間を示しております。利用者の方に応じ変更することがあります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

平成30年4月1日改正に伴い高所得利用者に関しては負担割合が2割負担、3割負担となる場合があります。

(i) <サービスの概要>

サービスの概要は以下の通りです。

① 機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

② 健康管理

・介護・看護職員が、健康管理を行います。

③ 送迎

・ご契約者に対して通常の実施地域での送迎を行います。

④ 食事

・ご希望の方に対して食事提供を行います。

⑤ 入浴

・ご相談に応じて入浴サービスを行います。

(ii) <サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金表から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事やおやつ等に係る標準自己負担額の合計金額をいただきます(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)。

○通所介護(1回あたり) 利用時間3~4時間 1割 2割 3割 (円)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	3,700	4,230	4,790	5,330	5,880
2.うち、介護保険から給付される金額	3,330	3,807	4,311	4,797	5,295
3.サービス利用に係る自己負担額(1割)	370	423	479	533	588

○通所介護(1回あたり) 利用時間4~5時間 1割 2割 3割 (円)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	3,880	4,440	5,020	5,600	6,170
2.うち、介護保険から給付される金額	3,492	3,996	4,518	5,040	5,553
3.サービス利用に係る自己負担額(1割)	388	444	502	560	617

○通所介護（1回あたり） 利用時間 5～6 時間 1 割 2 割 3 割 （円）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	5,700	6,730	7,770	8,880	9,840
2.うち、介護保険から給付される金額	5,130	6,057	6,993	8,000	8,856
3.サービス利用に係る自己負担額（1割）	570	673	777	880	984

○通所介護（1回あたり） 利用時間 6～7 時間 1 割 2 割 3 割 （円）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	5,840	6,890	7,960	9,010	10,080
2.うち、介護保険から給付される金額	5,256	6,201	7,164	8,109	9,072
3.サービス利用に係る自己負担額（1割）	584	689	796	901	1,008

○通所介護（1回あたり） 利用時間 7～8 時間 1 割 2 割 3 割 （円）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,580	7,770	9,000	10,230	11,480
2.うち、介護保険から給付される金額	5,922	6,993	8,100	9,207	10,332
3.サービス利用に係る自己負担額（1割）	658	777	900	1,023	1,148

上記利用料金に加え、次のものが自己負担額に加算されます。

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ （所定単位数の1000分の120）
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（22円）
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（18円）
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（6円）
- 若年性認知症利用者受入加算（60円）
- 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（40円）
- 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（56円）
- 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ（76円）
- 個別機能訓練加算（Ⅱ）（20円）
- 入浴介助加算（Ⅰ）（40円）

□ 入浴介助加算 (II)

(55 円)

☆ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために、必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆上記記載の加算の算定については加算要件を満たした時点、説明を行い加算させていただきます。

☆契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆エリア外

()

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条)

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。なお利用料金等を変更する場合は、変更を行う日の1か月前までに文章等でお知らせ致します。

(i) くサービスの概要と利用料金)

□ 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記6(1)(ii)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の金額(自己負担額ではありません)が必要となります。

□ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1枚につき 10円

□ 飲み物代

ご利用者に提供する水分補給に係る費用については別途頂きます。

飲み物 100円

□ 食事を希望される場合1食700円とします。

□希望する 昼食700円

□希望しない

※当日キャンセルされる場合は、食事代を半額ご負担いただきます。

- 洗濯を希望される場合は、光熱水費及び洗剤使用料として1回50円とします。

- 希望する
 希望しない

- レクリエーション、クラブ活動、社会参加

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動、社会参加による買い物や飲食については自己負担となります。また材料費等も実費をいただきます。

- 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。

実施地域以外の送迎に要する時間が1時間につき1,000円

- おむつ代（実費担当額） 持参された場合、不要

- 医療材料費 持参された場合、不要

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記の料金・費用は次のとおりお支払いください。

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払いください。

(4) 利用中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合、事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 八木病院
---------	-----------

所在地	南あわじ市八木寺内1147
診療科	内科・外科・整形外科・泌尿器科・ 皮膚科・リハビリテーション科

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以降も同様となります。

契約期間中は、以下のような理由に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立及び要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な破損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ ご契約者のケアプランが変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によってご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービスの従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第22条参照）

本契約の一部が解約または解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、12条参照）

ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。（但し、コピー代は有料となります。）
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または、他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しま

せん（守秘義務）

ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持込の制限

利用上で必要なもの以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、14条参照）

- 居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、または、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員

○ 受付時間 毎週月～金曜日 10:00～16:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	電話番号 (078) 332-5617 受付時間 9:00～17:00 月～金曜日
南あわじ市市民福祉部長寿・保険課	電話番号 (0799) 43-5217 受付時間 9:00～17:00 月～金曜日
洲本市健康福祉部介護福祉課 洲本市地域包括支援センター ごしき地域包括支援センター	電話番号 (0799) 22-9333 電話番号 (0799) 26-3120 電話番号 (0799) 33-0503 受付時間 9:00～17:00 月～金曜日

1 1. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やその家族、市町に対して速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

1 2. 損害賠償について（契約書第15条、16条参照）

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行なった行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

1 3. 非常災害対策について

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

1 4. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の予防のために次に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用の支援
- (3) 苦情解決体制を整備
- (4) 虐待防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置、開催

1 5. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練の実施を取り組みます。

1 6. 業務継続計画の策定等について

感染症や災害が発生した場合において、利用者が継続して指定介護の提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施し

